

○財務省告示第二百三十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十四年六月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年七月五日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 国庫短期証券（第二百九十回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七條第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九條第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三條第一項、第九十四條第二項、同條第四項、第九十五條第一項、第三百三十六條第一項及び第三百三十七條第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に発行される入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下

十六	十五	十四	十三	十二		ロ	イ	十一	九							
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	償還期限	争入札発	非価格競	者・第I	特別参加市場	国債市場	入札発行	価格競争	発行価格	発行情	振替単位	
平成二十四年六月二十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に					十七銭五厘二毛	額面金額百円につき九十九円九	募価格	十七銭五厘以上のそれぞれ九十九円九	額面金額百円につき九十九円九	平成一〇の整数倍の金額によるものと	振替法の規定による振替口座簿